

川崎市犯罪被害者等見舞金支給要綱

令和4年3月31日
3川市地第1141号
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市犯罪被害者等支援条例（令和3年12月川崎市条例第77号。以下「条例」という。）第8条第1項第1号に基づき、犯罪被害者等に対し行う見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第2条第1項第1号に定める犯罪等のうち、人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 性犯罪 刑法第177条、同法第179条第2項又は同法第241条並びにこれらの罪の未遂罪をいう。
- (3) 重傷病 療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日間以上を要する負傷又は疾病をいう。ただし、精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。
- (4) 市民 川崎市自治基本条例（平成16年12月川崎市条例第60号）第3条第1項第1号に定める市民のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき川崎市の住民基本台帳に記録されている者又は次のアからキまでのいずれかに該当する者であって、やむを得ず川崎市の住民基本台帳に記録をされずに川崎市内に居住している者をいう。
 - ア 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民
 - イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - ウ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - エ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - カ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
 - キ その他、本市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を

受けるおそれのある者

- (5) 犯罪被害 犯罪による被害であって次のいずれかに該当するものをいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。
- ア 犯罪による死亡又は重傷病
 - イ 性犯罪による被害

(見舞金の支給)

第3条 市長は、予算の範囲で次条の規定による支給対象者に対して、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める額で支給する。

- (1) 遺族見舞金 犯罪により市民が死亡した場合 30万円。ただし、当該犯罪による被害につき、既に次号に規定する重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金を給付された者が、当該見舞金の受給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合にあっては、20万円
- (2) 重傷病見舞金 犯罪により市民が重傷病を負った場合 10万円
- (3) 性犯罪被害見舞金 市民が性犯罪の被害(第2号に該当する場合を除く)に遭った場合 10万円

(見舞金の支給対象者等)

第4条 見舞金の支給を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪により死亡した犯罪被害者である市民の遺族であって、第2項及び第3項に定める第1順位の遺族となる者
 - (2) 重傷病見舞金 犯罪により重傷病を負った犯罪被害者で当該犯罪発生時に市民であった者
 - (3) 性犯罪被害見舞金 性犯罪被害者で当該犯罪発生時に市民であった者
- 2 前項第1号の遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 犯罪により死亡した市民の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者を含む。以下同じ。)
 - (2) 犯罪により死亡した市民の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。)
 - (3) 前2号に該当しない犯罪により死亡した市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者(前項各号に掲げる者に限る。)を第1順位の遺族とすることができる。
- 4 重傷病見舞金においては、犯罪被害者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請が困難と市長が認める場合は、次の各号のいずれかに該当する家族又は親族に該当する者が、犯罪被害者の同意を得た上で、代理として申請し、支給を受けることができる。
- (1) 犯罪により重傷病を負った者の配偶者
 - (2) 犯罪により重傷病を負った者の2親等以内の親族

- 5 第3項の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき、その1人に対してした支給、及び前4項の場合において、代理としての家族又は親族の1人に対してした支給は、当該見舞金の支給対象者全員に対しなされたものとみなす。

(見舞金の申請)

第5条 見舞金の支給を受けようとする者は、川崎市犯罪被害者等見舞金支給申請書（第1号様式）及び犯罪被害に関する申立書（第2号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合その他市長がその提出を不要と認める場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 遺族見舞金

- ア 犯罪により死亡した者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類
- イ 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- ウ 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- エ 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金及び性犯罪被害見舞金

- ア 犯罪により重傷病を受けた者又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類
- イ 重傷病を受けた被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の証明書
- ウ その他市長が必要と認める書類

(申請の期限)

第6条 前条の規定による申請は、犯罪が行われた時から2年を経過したときは、することができない。ただし、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があつた場合には、速やかに、支給を実施し、又は実施しない旨を決定し、川崎市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、当該被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害に遭った市民及びその遺族、家族の続柄、居住の実態又はその他市長が必要と認める事項を調査することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により支給を決定したときは、当該支給の決定を受けた者からの次条に基づく請求に応じて支給を実施するものとする。

(支給の請求)

第8条 前条第1項に規定する支給の決定を受けた者は、川崎市犯罪被害者等見舞金支給請求書(第4号様式)により、当該見舞金を請求するものとする。

(支給の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害に遭った市民又は第5条第1項の申請書を提出する者が当該犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為につき、犯罪被害に遭った市民又は第5条第1項の申請書を提出する者にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- (2) 第5条第1項の申請書を提出する者が川崎市暴力団排除条例(平成24年3月川崎市条例第5号)第2条第1項第3号に規定する暴力団員等であった場合
- (3) 当該の犯罪被害に関して、他の地方公共団体から見舞金と同種のものの支給を受けたことがある場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害に遭った市民、その遺族又は家族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとして市長が認めた場合

(支給の決定の取消し)

第10条 市長は、支給の決定を受けた者が支給を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、支給の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

(見舞金の返還)

第11条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、市長は、当該見舞金を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和3年12月15日以降に発生した犯罪被害について、適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

(第1号様式)

川崎市犯罪被害者等見舞金支給申請書

年 月 日

(申請先) 川崎市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

電 話 _____

被害者との続柄 _____

1 次のとおり、川崎市犯罪被害者等見舞金の支給を申請します。

申請内容	遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金 ・ 性犯罪被害見舞金
申請履歴	同一事件でこれまでに見舞金の申請をしたことが 有 ・ 無
	有の場合 ()

2 添付書類 (次のうち、必要なもの)

要・不要	必要書類	確認
	死亡診断書、死体検案書等の写し、その他死亡の事実と年月日を証明できる書類	
	負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書	
	被害者が犯罪被害当時に市民であったことを証明できる書類	
	申請者と被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書	
	申請者が被害者と事実上の婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった (ある) 場合は、その事実を認めることができる書類	
	申請者と被害者が犯罪被害当時に生計を一つにしていたことを証明できる書類	
	その他市長が必要と認める書類 ()	

3 申請事項に係る調査等への同意 (※下記に署名してください。)

- ・私は、川崎市暴力団排除条例 (平成24年3月川崎市条例第5号) 第2条第1項第3号に規定する暴力団員でないことを、警察当局へ照会することについて同意します。
- ・私は、本申請書の内容に虚偽がないことを認め、見舞金の受領ののちに虚偽その他不正な手段による支給であったと市長が認めた場合には、見舞金を市に返還することに同意します。

氏名 _____

(第2号様式)

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

(申立先) 川崎市長

被害の概要

被害届の提出	有 ・ 無	被害届提出日	年 月 日
罪 種		届出警察署	警察署
被害者の氏名 (生年月日)	(年 月 日)	申立者との 続柄	
被害届の受理番号等 ※わかる方は記入		被害年月日	年 月 日
被害者の住所			
被害場所			
被害者及び申請者に関して	<input type="checkbox"/> 被害者及び申請者は、犯罪を誘発するような行為その他、責めに帰すべき行為は行っていません。		

私は、警察当局へ上記の申立て内容の確認を行うこと及び必要に応じて検察当局に事件の処理状況（送検の確認または処分の状況等）を確認することについて同意いたします。

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

被害者との続柄 _____

(第3号様式)

第 号
年 月 日

川崎市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書

様

川崎市長

年 月 日付で申請のありました川崎市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金・性犯罪被害見舞金）については、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 遺族見舞金・重傷病見舞金・性犯罪被害見舞金 について支給します。

支給金額 円

- 2 遺族見舞金・重傷病見舞金・性犯罪被害見舞金 について支給しません。

理 由

(第4号様式)

川崎市犯罪被害者等見舞金請求書

年 月 日

(請求先)
川崎市長

請求者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

年 月 日付 第 号で通知のありました川崎市犯罪被害者等見舞金として、次のとおり請求します。

1 請求額 _____ 円

2 振込口座

* ①または②のどちらか一方に記入してください。

①	銀行及び支店名	銀行		支店				
	種別	普通・当座	口座番号					
②	ゆうちょ銀行 の場合	記 号*			番 号*			

* 右詰で御記入ください。

(ふりがな) 口座名義	
----------------	--

※ 請求者と口座名義は同一としてください。